

高知くらしの護身術

379

本年度上半期まとめ

訪問購入の相談増

(2015年12月22日掲載原稿)

2015年度上半期に県立消費生活センターが受けた相談は1488件(前年度同期1695件)でした。

うち、最も多かった商品・サービスは、「放送・デジタルコンテンツなど」(主にアダルトサイト・出会い系サイト)の273件(同292件)。ワンクリック請求に関する相談が多く、さらに、トラブル救済をうたう事業者に依頼して高額な費用を請求される二次被害についての相談も増加しています。

「インターネット通信サービス」の相談も幅広い年代から寄せられています。「インターネットの接続料金が安くなる」と電話で説明され、内容を十分理解できていないにもかかわらず契約してしまった、といった相談がみられます。

全体の相談件数が減少する中、「訪問購入」に関する相談が18件(同11件)と前年より増えています。「不用品を買い取る」と電話があり業者が来たが、「貴金属はないか」と言われた一という相談もありました。

また高齢者が狙われる「劇場型勧誘」の手口が、より巧妙化・悪質化しています。

中でも公的機関をかたって個人情報削除を持ち掛け、トラブルを仕立てた揚げ句、金銭をだまし取る手口が増加しています。公的機関がこのような電話をすることは絶対にありません。金銭を要求されても絶対に支払ってはいけません。

最近、マイナンバー制度に便乗した不審な電話に関する相談も寄せられています。注意してください。

消費者トラブルは、新しいタイプの手口が次々に発生しています。「トラブルに遭ったのでは」と思ったら、はっきりしなくても、すぐに消費生活センターや市町村の窓口、信頼できる身近な人に相談しましょう。

周囲の見守りも重要です。家族や知り合いが困っていないか、気に掛けましょう。